平成 21 年 11 月 20 日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市水道事業運営審議会 会 長 矢ヶ崎 記久 ®

安曇野市水道事業運営審議会(答申)

安曇野市水道事業運営審議会は、平成21年7月23日付け21業庶Aア-12第4号で諮問のありました、安曇野市水道料金と加入分担金等の統一について、その実施の時期、改定の水準及び統一の手法等について、委員会としての意見をまとめましたのでここに答申します。

はじめに

現在、安曇野市の水道事業は5地域の水道認可により運営されており、より 効率的な施設の運営管理のため、安曇野市としての統一認可取得に向けて準備 を進めています。

本運営審議会は、合併前からの懸案事項であった水道料金の統一化については、平成20年度に今後概ね5年を目安に統一に向けての制度を構築するよう答申したところでありますが、このたび、市長から「安曇野市水道料金と加入分担金等の統一について、その実施の時期、改定の水準及び統一の手法等」についての諮問を受け、慎重に審議を重ねてきました。

その結果、各地域にあっては、これまで様々な事由により料金や負担金が決定されてきたという個々の事情があり、統一化については多くの課題があることも事実ですが、合併した現在において安曇野市はひとつであり、水道事業の独立採算制及び水道利用者の費用負担の公平性の観点からも、水道料金と加入分担金等については早急に統一しなければならないという結論に達しましたので、下記により答申します。

記

1. 水道料金の統一について

水道料金の統一については、使用者への影響に配慮し、段階を踏んで実施することが望ましく、第1段階で基本料金の統一を行い、第2段階で従量料金(超過料金)の統一を行うことが適切であると判断いたします。

また、水道使用者の 95%は一般 13mm 口径の使用者であり、これらの者への影響について最大限の配慮が必要です。

本審議会では、水道ビジョンに基づく施設等改良計画、並びに今後 10 年間の水需要の動向と収益見込等を総合的に勘案して作成された財政計画を検討した結果、現行給水収益の約 5%程度は、毎年使用者への水道料金での還元が可能であるとの結論に達し、これを前提として改定水準を試算したところ、事務局から提案された統一水準案が最善のものであると認めました。

地域あるいは使用している口径によっては負担増となる場合もありますが、 全市の料金体系を統一することを最優先課題と捉え、これを実施されることを 切に要望するものであります。

なお、本審議会が望ましいと考える実施時期等は、次のとおりです。

- (1) 第1段階の基本料金の統一は、平成22年4月に行う。ただし、実施時期は、穂高事業・三郷事業については平成22年10月徴収分、豊科事業・堀金事業・明科事業については平成22年11月徴収分からとする。
- (2) 三郷事業については他事業との格差を是正するため、第1段階において従量料金単価を1㎡当り150円に改定する。
- (3) 料金算定期間は、平成22年度から24年度までの3年間とする。
- (4) 第2段階の従量料金の統一は、安曇野市の統一事業認可取得に合わせて実施すべきである。

2. 加入分担金等の統一について

加入分担金は、これから安曇野市に居を構えようとする者等のために、全市統一された金額を設定し、これを示す必要があります。

よって、各事業の現行加入分担金額を基に調整した事務局案が最善であると 認め、この水準に統一することが適当であると判断します。

なお、本審議会が望ましいと考える実施時期等は、次のとおりです。

- (1) 加入分担金の統一については、平成22年4月からとする。
- (2) 穂高別荘用加入分担金及び給水分担金については、現行の規定を当分の間適用する。ただし、統一事業認可取得時を目途に、別荘規定全般について、改定・廃止等を含めた十分な検討を行うものとする。

3. 穂高別荘の水道料金について

穂高別荘の水道料金については、規定を廃止して一般用の料金体系とすることが望ましいと考えます。

また、実施時期ついては、今回の料金統一に併せて実施されることを希望します。

4. 付带意見

料金を統一した場合、使用口径によっては値上げになる場合があります。 特に民間企業等においては、世界的な経済不況の影響もあり、経費節減のため自家井戸へ切り替えるなどの新たな対応がとられることが予想されます。

現在、地下水の利用については、特に規制等はありませんが、環境問題として市民の関心も高いため、全市的並びに広域的な観点から保全・涵養に努めていくべきであると判断いたします。

また、統一に当っては、周知期間を取り、必要に応じて説明会を開催するなどして十分に市民の理解を得るよう要望いたします。

安曇野市水道事業運営審議会開催経過

第1回審議会 平成21年6月10日(水)

- ・ 各事業の財政将来予測について
- ・ 現行水道料金の比較について
- ・ 今後の進め方について

第 2 回審議会 平成 21 年 7 月 23 日(木)

- 諮問
- ・ 統一料金のシミュレーションについて

第 3 回審議会 平成 21 年 8 月 21 日(木)

- ・ 統一料金のシミュレーションについて
- ・ 穂高別荘の水道料金について
- 答申(案)の内容について

第 4 回審議会 平成 21 年 10 月 6 日(火)

- ・ 大口径基料金の再シミュレーションについて
- 答申(案)の内容について

第 5 回審議会 平成 21 年 11 月 20 日(金)

• 運営審議会委員現地視察研修

安曇野市水道事業運営審議会委員名簿

会長 矢ヶ崎 記 久

副会長 磯野 康子

委員 等々力 蓁 一

委員 市川 節子

委員 藤原 大令

委員 松村 淨

委 員 務 台 扶美子

委員 窪田朗子

委員 山﨑 正博

委員 加々美 圭 子

別 紙

【統一基本料金】 1月につき

口径 (mm)	金 額 (円)	口径 (mm)	金 額 (円)
13	1,500	50	10,000
20	2,500	75	20,000
25	3,400	100	35,000
30	4,400	150	70,000
40	6,000	150 を超えるもの	市長が別に定める

【統一従量料金】1月につき

使用量	金額/m³	使用量	金額/m³
11 m³から30 m³	150 円	31 ㎡以上	180 円

【統一加入分担金】(一般用)

口径 (mm)	加入分担金額 (円)	口径 (mm)	加入分担金額 (円)
13	105,000	50	1,260,000
20	168,000	75	2,520,000
25	294,000	100	5,040,000
30	462,000	150	10,500,000
40	840,000	150 を超えるもの	市長が別に定める

[※] 別荘用加入分担金及び給水分担金は、現行のままとする。